

○江津市議会議員政治倫理条例施行に関する要領

改正 令和4年8月12日告示第3号

(趣旨)

第1条 この要領は、江津市議会議員政治倫理条例（平成28年江津市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助等を受けている団体の役員等への就任)

第2条 議員が、条例第4条第2項の規定に基づく報告をしようとするときは、異動報告書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の規定により報告があった場合、議長は、速やかに市議会ホームページ及び適切と認める方法により公表するものとする。

(審査の請求)

第3条 議員による審査請求代表者が、条例第7条第1項の規定に基づく審査請求を行おうとするときは、議員による審査請求書（様式第2号）を議長に提出するものとする。

2 市民による審査請求代表者が、条例第7条第2項の規定に基づく審査請求を行おうとするときは、市民による審査請求書（様式第3号）及び審査請求者署名簿（様式第3号の2）を添付して議長に提出するものとする。

3 前2項の審査請求書に添付する資料又は事実関係を記載した書面は、当該審査請求に係る事実を明確にし、かつ、具体的な内容でなければならない。

4 議長は、審査請求書及び添付書類等に不備があると認められるときは、審査請求者に対して、期間を定めて、その補正を求めることができる。

5 議長は、条例第7条第5項の規定に基づく当該審査請求の受理又は却下については審査請求受理（却下）通知書（様式第4号）により、審査請求代表者に通知するものとする。

(除斥の議員名及び事件名の公表)

第4条 条例第6条第1項及び第2項の規定に基づき除斥された議員名、委員名及び

事件名については、市議会本会議等での処理後、速やかに市議会ホームページ及び議長が適切と認める方法により公表するものとする。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、議会事務局において処理する。

(記録)

第6条 会長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2 条例第10条第4項の規定に基づき会議を非公開とした場合の記録は、公表しない。

(被審査議員の弁明)

第7条 条例第11条第2項の規定により、審査会に対して弁明をしようとする被審査議員は、審査会に対してあらかじめその旨を申し出なければならない。また、書面により弁明をしようとするときは、会長が指定する期日までに、弁明を記載した書面を審査会に提出しなければならない。

(審査結果の公表)

第8条 審査会が、条例第11条第4項の規定に基づく報告をしようとするときは、審査結果報告書(様式第5号)によるものとする。

2 条例第11条第4項の規定による審査の結果の概要、条例第12条第2項の規定による弁明書の公表は、市議会ホームページ及び議長が適切と認める方法をもって行うものとする。

3 前項の規定による市議会ホームページへの掲載期間は、90日とする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年3月22日から施行する。

附 則(令和4年8月12日 江津市議会告示第3号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

年 月 日

江津市議会議長 様

江津市議会議員

異動報告書

江津市議会議員政治倫理条例 (平成 28 年江津市条例第 24 号) 第 4 条第 2 項及び同
条例施行に関する要領第 2 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 団体名	
2 役職名	
3 異動年月日	
4 異動種目	
5 任 期	
6 報酬の有無	
7 その他特記事項	

年 月 日

江津市議会議長 様

議員による審査請求代表者

江津市議会議員

同

同

同

審査請求書

江津市議会議員政治倫理条例（平成28年江津市条例第24号）第7条第1項及び同条例施行に関する要領第3条第1項の規定に基づき、次のとおり審査を求める。

1 被審査議員名	
2 審査請求の対象となる事由	
3 審査請求の対象となる事由の内容等	

■添付書類 審査請求の対象となる事由を証する資料等

年 月 日

江津市議会議長 様

市民による審査請求代表者

住 所

氏 名

審査請求書

江津市議会議員政治倫理条例（平成28年江津市条例第24号）第7条第2項及び同条例施行に関する要領第3条第2項の規定に基づき、次のとおり審査を求める。

1 被 審 査 議 員 名	
2 審査請求の対象となる事由	
3 審査請求の対象となる事由の内容等	

■添付書類（1）審査請求の対象となる事由を証する資料等

（2）審査請求者 20人以上の名簿

様式第 3 号の 2 (第 3 条関係)

審査請求者署名簿

江津市議会議員政治倫理条例（平成 28 年江津市条例第 24 号）第 7 条第 2 項の規定により、調査請求の対象となる事由を証する資料を添付して、

(対象者の氏名) _____に係る調査を請求するため、有権者の署名を求める。

なお、江津市議会議長が江津市選挙管理委員会に対し、署名した者が選挙管理人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求めることについて、同意する。

※有権者 であるこ との確認	番号	署名年月日	住 所	生年月日	氏 名

備考

- 1 番号は、一連番号を付すこと。
- 2 氏名は、自署すること。

様式第4号（第3条関係）

年 月 日

様

江津市議会議長

審査請求受理（却下）通知書

江津市議会議員政治倫理条例（平成28年江津市条例第24号）第7条第5項及び同条例施行に関する要領第3条第5項の規定に基づき提出された審査請求について次のとおり決定したので通知する。

1 被審査議員名	
2 審査結果	
3 決定理由	

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

江津市議会議長 様

江津市議会議員政治倫理審査会会長

審査結果報告書

年 月 日付けで審査請求のあった事件について、審査を行ったので江津市議会議員政治倫理条例（平成28年江津市条例第24号）第11条第4項の規定に基づき審査の結果を下記のとおり報告する。

記

1 被審査議員名	
2 審査結果	
3 審査概要	
4 意見等	